

復興整備計画
十二
(第十一回変更)

仙台市・宮城県

令和3年2月24日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

仙台市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 東部地域の再生に向けて、国と連携しながら、海岸堤防や河川堤防の整備（1次防御）、県道塩釜亘理線や市道のかさ上げ（2次防御）など、津波に対する様々な減災対策を講じ、想定される最大クラスの津波に対しても「命を守る」基盤の整備を進める。
- ② 今後想定される津波に対し、被災された方々の負担軽減を図りながら、より安全な西側地域への移転や防災性の向上と合わせた現地再建などを促進し、安全な住まいの確保を図る。
- ③ 農地や関連施設にかかる各種復旧支援により、迅速な営農再開に努める。
- ④ 東部地域において、農業生産基盤の再生や強化、マーケティングの視点を強化した高付加価値化や食品加工、流通、販売等の異業種間の連携などを促進し、「農と食のフロンティア」としての復興を図る。
- ⑤ 海岸部の貴重な自然環境・歴史的資源の再生に向け、国との連携により美しい海辺の再生を図る。
- ⑥ 海岸公園の再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出するとともに、海岸部における避難道路や避難施設等による安全確保を図る。
- ⑦ 震災の記録と記憶を後世へ継承するため、記録の集積およびメモリアル施設の整備などを進める。
- ⑧ 復興特区制度の活用や企業誘致などにより、新産業の創出と集積、雇用の拡大を図る。
- ⑨ 防災集団移転の移転跡地について、「新たな魅力の場」を創出し、地域の歴史や文化・震災の記憶と経験を国内外へ発信・継承していく。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 仙台東部道路より東側の地区を中心に、農地の集約・高度利用や、農業者が持続的かつ発展的に農業経営できるよう、法人化や民間資本等との協力を支援し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを推進する「農と食のフロンティアゾーン」とする。また、かさ上げする県道塩釜亘理線及び市道より東側のエリアについては、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。
- ・ 蒲生干潟や井土浦、海岸防災林と一体となった海岸公園は、市民が海や自然と再び触れ合うことのできる「海辺の交流再生ゾーン」とし、避難のための丘や避難路、メモリアル施設などの整備を検討する。
- ・ 仙台港周辺地区については、被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する「港地区復興特区ゾーン」とする。
- ・ 集団移転先は、移転希望者の意向を確認しながら土地区画整理事業地内や市街化調整区域内に用地を確保し、移転後の跡地については、七北田川から北側の地区では、港地区復興特区ゾーンの一部として、新たな成長産業の集積などの土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行い、七北田川から南側の地区では、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、メモリアル施設や避難の丘の整備など、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整備・再編を行う。
- ・ 防災集団移転の移転跡地について、市街地では実現困難な新たな土地利用や、地域が主体となる新たな土地利用など、この移転跡地を人々が訪れる「新たな魅力の場」として実現する土地利用を促していく。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 県道塩釜亘理線や市道のかさ上げなど、様々な防災施設の整備を行ってもなお津波による浸水が予想される区域（一部、平成23年12月16日に災害危険区域に指定済み）については、その危険度に応じて、防災集団移転促進事業等による移転や、現地での防災性の向上に向けた支援を行う。
- ② 津波で被災した農地については、早期の全面的な営農再開に向け、1haを標準とした大区画ほ場整備（約2,000ha）や農業用施設の復旧・再整備を行う。
- ③ 国や県等による海岸・河川堤防や防災林の再整備と合わせ、海岸公園については、防災の視点や自然環境に配慮しつつスポーツ施設やレクリエーション施設等を再整備し、復興のシンボルにふさわしい公園として再整備する。また、津波から避難するための丘や建物等の避難施設、避難道路などを、集落等の状況を勘案しながら整備する。

- ④ 田子西地区，荒井東地区，荒井南地区，荒井西地区，荒井公共区画整理地区，仙台背後地地区（住宅地区）の土地区画整理事業地内，及び田子西隣接地区，上岡田地区，南福室地区，七郷地区，六郷地区，石場地区，雑子袋地区の市街化調整区域内に集団移転先の住宅団地を整備する。
- ⑤ 蒲生北部地区については，新たな成長産業の集積を促進するため，集団移転後の都市基盤整備を行う。
- ⑥ 久保野地区については，民間事業者により，防災集団移転促進事業以外の集団移転による住宅団地を整備する。
- ⑦ かさ上げする県道塩釜互理線と海岸公園の間に位置し，ほ場整備事業の対象外となっている荒浜地区の農振白地のエリアについては，被災農地を活用しながら，民間事業者により，地域に貢献する太陽光発電事業を実施する。
- ⑧ 藤塚地区については，隣接する海岸公園との連携，貴重な自然環境（井土浦の干潟など）との調和や活用により，「自然に触れ合う場」の創出を目指す。
- ⑨ 荒浜地区については，周辺の地域資源の活用，広大な土地やアクセス性を活かし，「新たな賑わいの場」の創出を目指す。
- ⑩ 新浜地区については，周辺環境との調和や地域のまちづくり計画との連携により，「地域を豊かにする場」の創出を目指す。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	A-1	事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（田子西地区） 実施主体：仙台市（組合施行の田子西土地区画整理事業地の一部） 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については，平成24年6月15日に国土交通大臣同意，同年10月24日に第一回変更同意，平成25年4月24日に第二回変更同意，平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更，平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更，平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更，平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更，平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更，平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更
	A-2	事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（田子西隣接地区） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については，平成24年6月15日に国土交通大臣同意，同年10月24日に第一回変更同意，平成25年4月24日に第二回変更同意，平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更，平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更，平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更，平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更，平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更，平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更 平成27年10月2日に農用地利用計画変更
	B-1	事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（南福室地区） 実施主体：仙台市

	<p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更 平成27年10月2日に農用地利用計画変更</p>
B-2	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（上岡田地区） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更</p>
C	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（七郷地区） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更 平成27年10月2日に農用地利用計画変更</p>
D	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（六郷地区） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更 平成27年10月2日に農用地利用計画変更</p>
E	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（石場地区） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p>

	<p>実施予定期間：平成24年度～平成28年度</p> <p>集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更</p>
F-1	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（荒井公共区画整理地区）</p> <p>実施主体：仙台市（公共施行の荒井土地区画整理事業地の一部）</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成28年度</p> <p>集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更</p>
F-2	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（荒井東地区）</p> <p>実施主体：仙台市（組合施行の荒井東土地区画整理事業地の一部）</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成28年度</p> <p>集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更</p>
F-3	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（荒井南地区）</p> <p>実施主体：仙台市（組合施行の荒井南土地区画整理事業地の一部）</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成28年度</p> <p>集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更、平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更、平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更</p>
F-4	<p>事業名称：仙台市東部地域防災集団移転促進事業（荒井西地区）</p> <p>実施主体：仙台市（組合施行の荒井西土地区画整理事業地の一部）</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成28年度</p> <p>集団移転促進事業計画については、平成24年6月15日に国土交通大臣同意、同年10月24日に第一回変更同意、平成25年4月24日に第二回変更同意、平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更、平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更、平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更、平成27年8月5日に第二</p>

		回変更の第4回軽微な変更, 平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更, 平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更
	G	事業名称: 仙台市東部地域防災集団移転促進事業(仙台港背後地地区) 実施主体: 仙台市(公共施行の仙台港背後地土地区画整理事業地の一部) 実施区域: 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間: 平成24年度~平成28年度 集団移転促進事業計画については, 平成24年6月15日に国土交通大臣同意, 同年10月24日に第一回変更同意, 平成25年4月24日に第二回変更同意, 平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更, 平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更, 平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更, 平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更, 平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更, 平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更
	H	事業名称: 仙台市東部地域防災集団移転促進事業(雑子袋地区) 実施主体: 仙台市 実施区域: 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間: 平成24年度~平成28年度 集団移転促進事業計画については, 平成24年6月15日に国土交通大臣同意, 同年10月24日に第一回変更同意, 平成25年4月24日に第二回変更同意, 平成25年6月10日に第二回変更の第1回軽微な変更, 平成26年2月20日に第二回変更の第2回軽微な変更, 平成26年3月27日に第二回変更の第3回軽微な変更, 平成27年8月5日に第二回変更の第4回軽微な変更, 平成28年1月15日に第二回変更の第5回軽微な変更, 平成29年3月31日に第二回変更の第6回軽微な変更
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業		
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	I	事業名称: 津波被災地域コミュニティ移転再建事業(久保野地区) 実施主体: 株式会社 オオバ 実施区域: 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間: 平成25年度~平成27年度
	J	事業名称: 荒浜一本杉南メガソーラー事業(荒浜地区) 実施主体: 株式会社 齋喜ビル 実施区域: 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間: 平成25年度~平成26年度

	K	事業名称：荒浜北今切メガソーラー事業（荒浜地区 その2） 実施主体：合同会社 仙台荒浜発電所 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度
	L	事業名称：跡地利活用事業（藤塚地区 公共ゾーン） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和2年度
	M	事業名称：跡地利活用事業（荒浜地区 避難の丘） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和2年度
	N	事業名称：跡地利活用事業（荒浜地区 公共ゾーン） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和元年度～令和2年度
	O	事業名称：跡地利活用事業（藤塚地区 複合施設整備事業） 実施主体：仙台reborn株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和元年度～令和2年度
	P	事業名称：跡地利活用事業（新浜地区 地域コミュニティ広場トイレ整備事業） 実施主体：仙台市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度
	<u>Q</u>	<u>事業名称：跡地利活用事業（荒浜地区）</u> <u>実施主体：仙台市</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：令和2年度</u>

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度から令和2年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1							

2							
3							

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

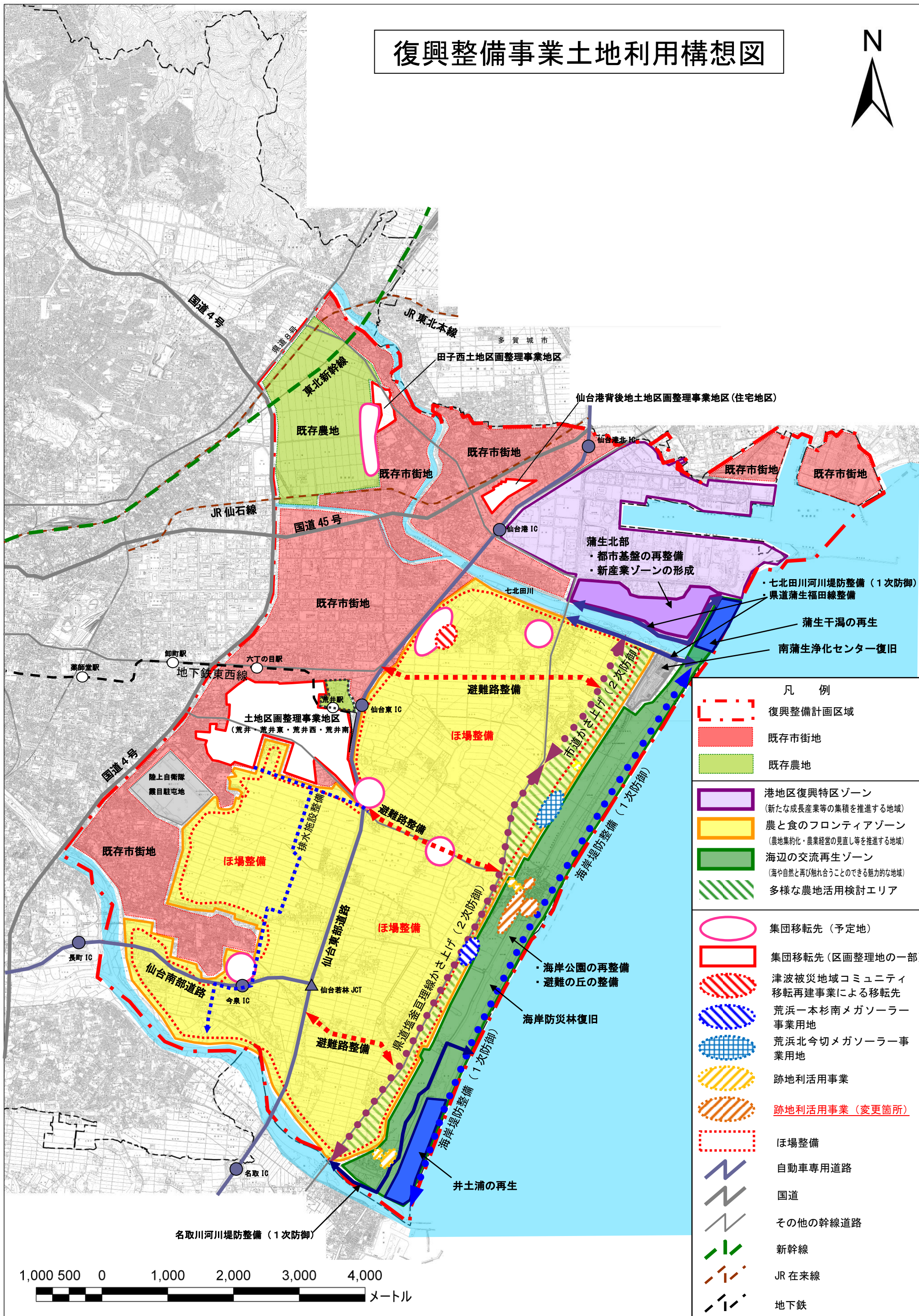
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転 用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画法事 業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項 の農地転用許 可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	集団移転促進事業	A-2	○ ○	○									
2	集団移転促進事業	B-1	○ ○	○									
3	集団移転促進事業	B-2	○ ○	○									
4	集団移転促進事業	C	○ ○	○									
5	集団移転促進事業	D	○ ○	○									
6	集団移転促進事業	E	○ ○	○									

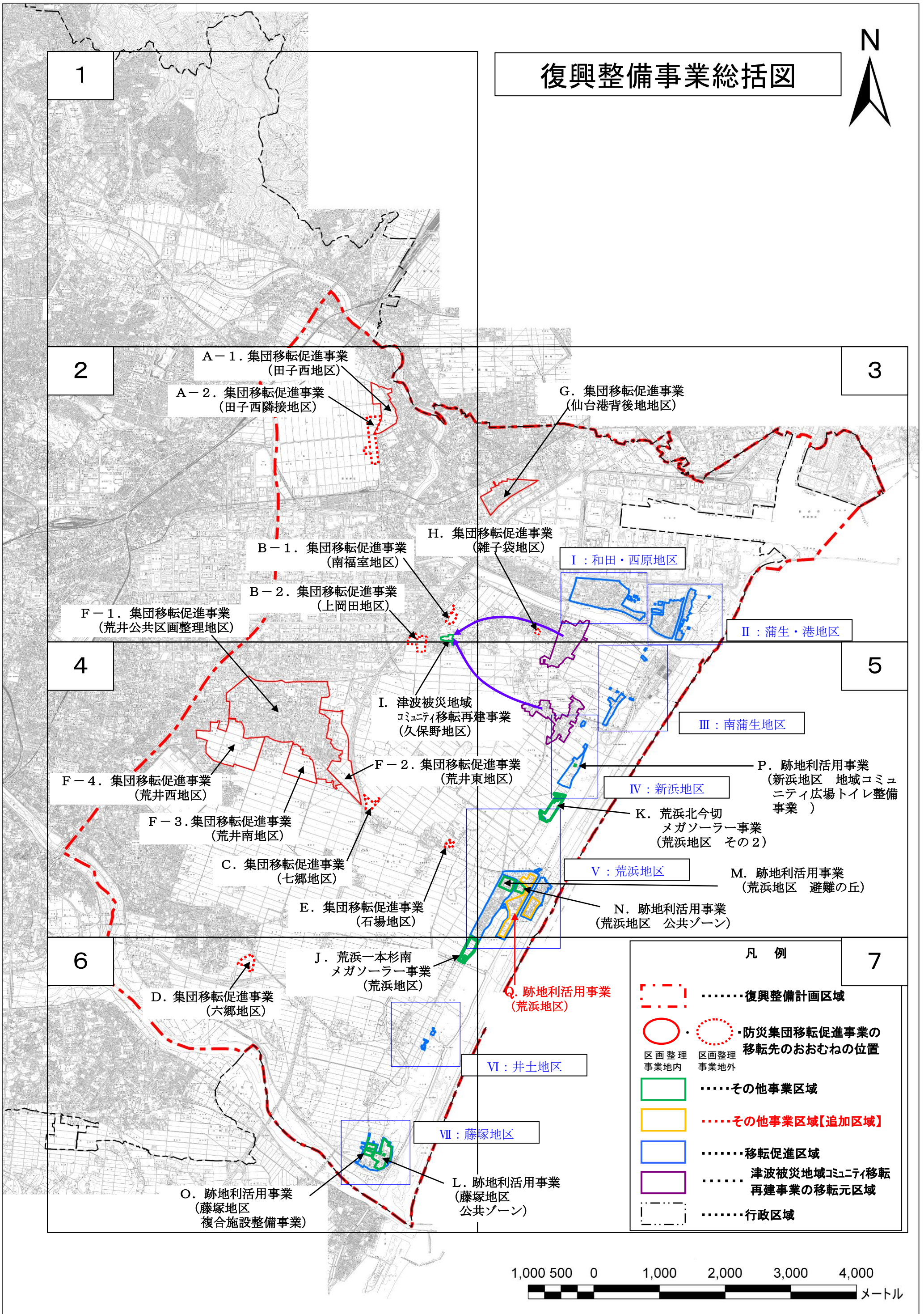
7	集団移転促進事業	H		○									
8	その他施設の整備に関する事業	I	○										
			○										
9	その他施設の整備に関する事業	J	○										
			○										
10	その他施設の整備に関する事業	K	○										
			○										
11	その他施設の整備に関する事業	O		○									
12	その他施設の整備に関する事業	P			○								

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

復興整備事業土地利用構想図



復興整備事業総括図

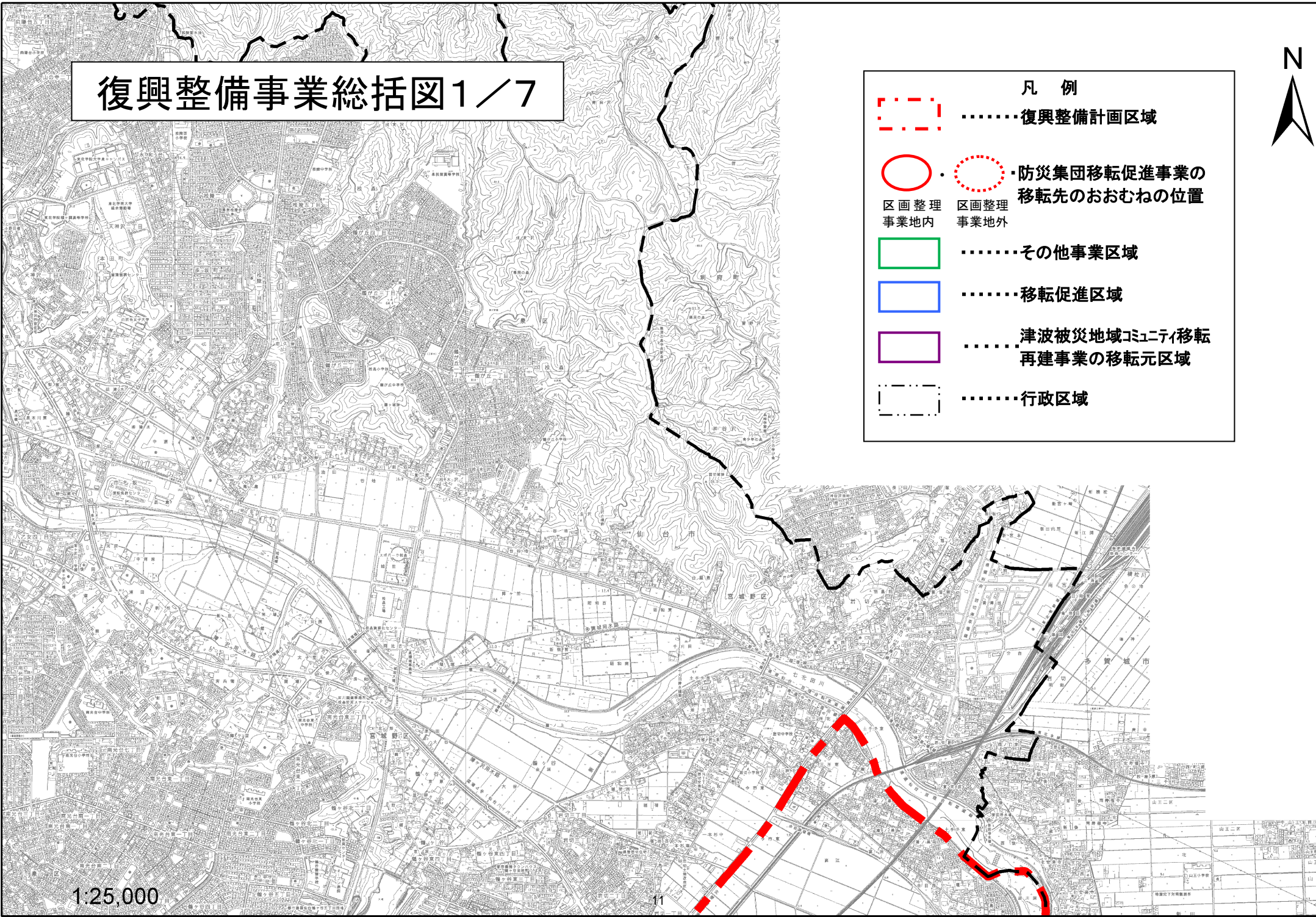


復興整備事業総括図1/7



凡例

-復興整備計画区域
-防災集団移転促進事業の移転先のおおむねの位置
-区画整理事業地外
-その他事業区域
-移転促進区域
-津波被災地域コミュニティ移転再建事業の移転元区域
-行政区域



1:25,000

復興整備事業総括図2/7



A-1. 田子西地区






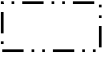
A-2. 田子西隣接地区

B-1. 南福室地区

I. 津波被災地域
コミュニティ移転再建事業
(久保野地区)

B-2. 上岡田地区

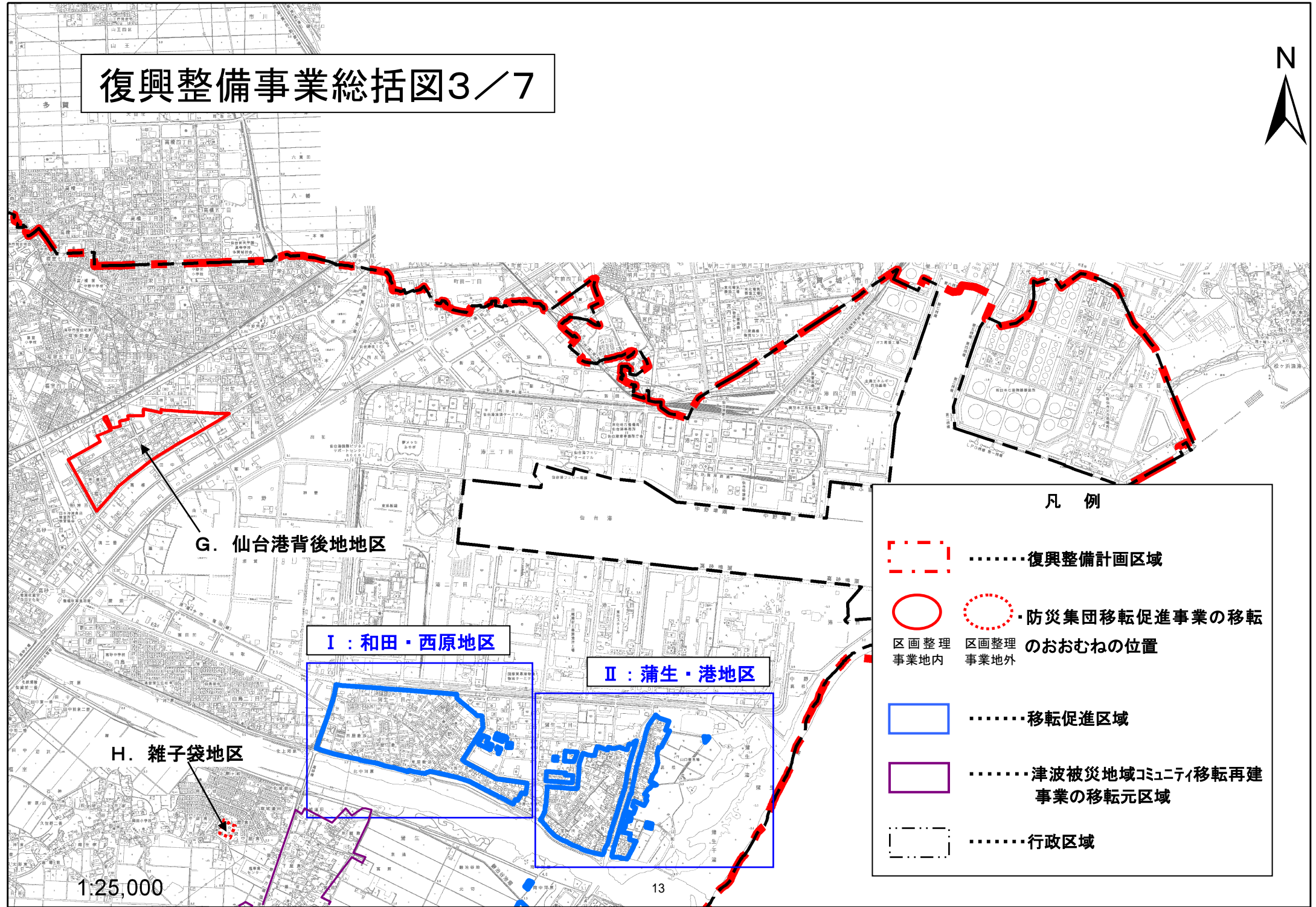
凡 例

- 復興整備計画区域
- 防災集団移転促進事業の移転先のおおむねの位置
- その他事業区域
- 移転促進区域
- 津波被災地域コミュニティ移転再建事業の移転元区域
- 行政区域

区画整理事業地内 区画整理事業地外

1:25,000

復興整備事業総括図3/7









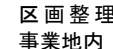
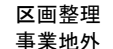
G. 仙台港背後地地区

I : 和田・西原地区

II : 蒲生・港地区

H. 雑子袋地区

凡 例

復興整備計画区域
防災集団移転促進事業の移転
のおおむねの位置
移転促進区域
津波被災地域コミュニティ移転再建事業の移転元区域
行政区域
	

1:25,000

復興整備事業総括図4/7

F-1. 荒井公共区画整理地区

B-2. 上岡田地区

I. 津波被災地域
コミュニティ移転再建事業
(久保野地区)

F-4. 荒井西地区

F-3. 荒井南地区

C. 七郷地区

F-2. 荒井東地区

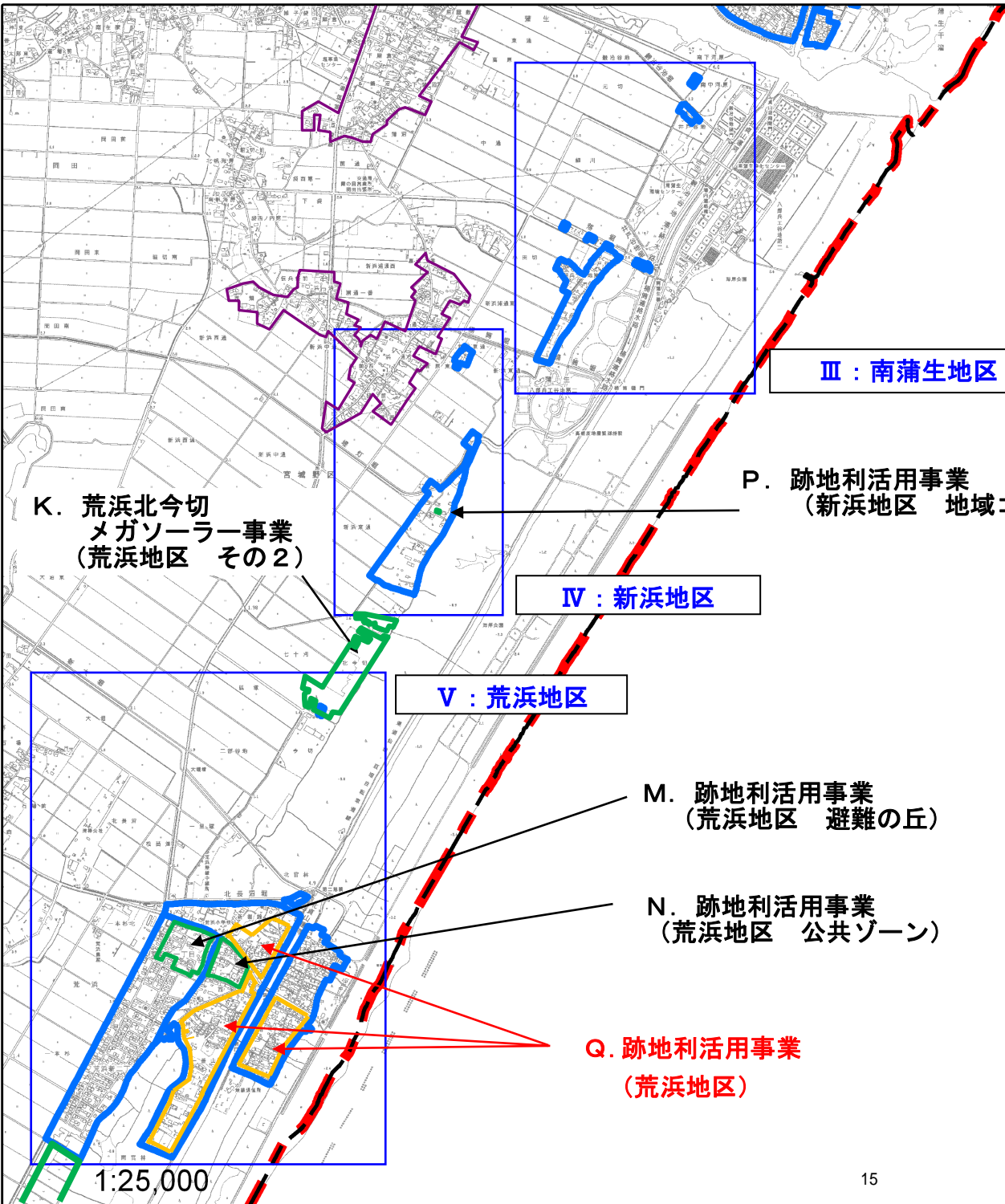
E. 石場地区

凡例

-復興整備計画区域
- 区画整理事業地内
- 防災集団移転促進事業の移転先のおおむねの位置
-その他事業区域
-移転促進区域
-津波被災地域コミュニティ移転再建事業の移転元区域
-行政区域

1:25,000

復興整備事業総括図5/7



III : 南蒲生地区

P. 跡地利活用事業
(新浜地区 地域コミュニティ広場トイレ整備事業)

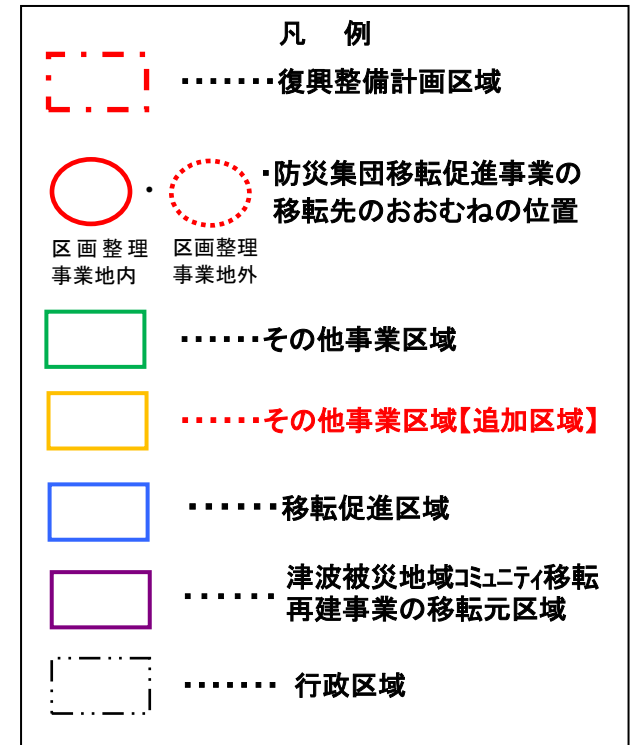
IV : 新浜地区

V : 荒浜地区

M. 跡地利活用事業
(荒浜地区 避難の丘)

N. 跡地利活用事業
(荒浜地区 公共ゾーン)

Q. 跡地利活用事業
(荒浜地区)



復興整備事業総括図6/7

D. 六郷地区

J. 荒浜一本杉南
メガソーラー事業
(荒浜地区)






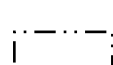
VI: 井土地区

VII: 藤塚地区

O. 跡地利活用事業
(藤塚地区 複合施設整備事業)

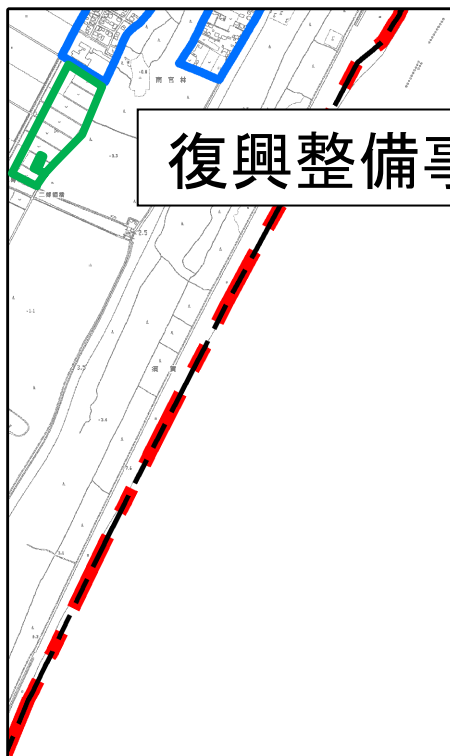
L. 跡地利活用事業
(藤塚地区 公共ゾーン)




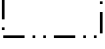
凡例

- 復興整備計画区域
- 防災集団移転促進事業の
区画整理 事業地内
- 防災集団移転促進事業の
区画整理 事業地外
- その他事業区域
- 移転促進区域
- 行政区域

1:25,000

復興整備事業総括図7/7



凡 例	
復興整備計画区域
その他事業区域
移転促進区域
行政区域

1:25,000